

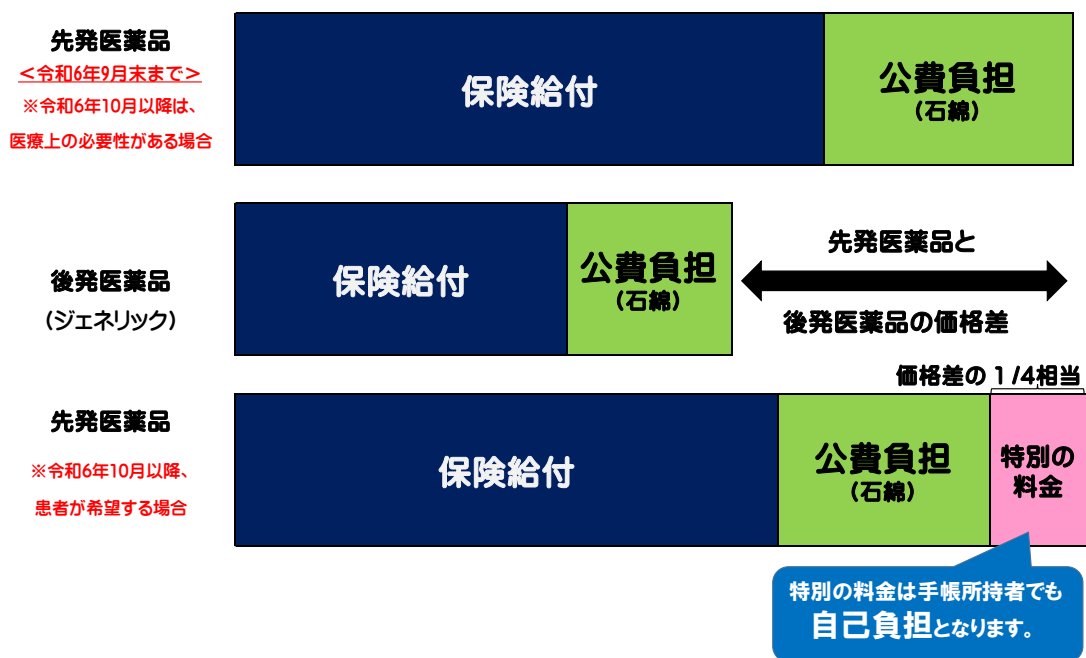
石綿(アスベスト)健康被害救済制度における後発医薬品のある 先発医薬品（長期収載品）の選定療養の取扱いについて

令和6年（2024年）10月から後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望する場合に特別の料金を支払う仕組みが導入されました。

石綿（アスベスト）健康被害救済制度において、先発医薬品の処方を希望した場合に発生する特別の料金については、**公費負担の対象とはならず**、救済制度の対象者（石綿健康被害医療手帳所持者）であっても**自己負担**となります。

先発医薬品を希望する場合は、この点を十分ご理解の上、処方をお受けください。

【料金負担のイメージ】



※先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、「特別の料金」は保険適用となり、これまでどおり自己負担は発生しません。

※「令和6年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組み」の詳細については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

【参考：厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html <外部リンク>

●以上、不明な点等がございましたら、環境再生保全機構 給付課（0120-373-922）までご連絡ください。